

## 独立行政法人都市再生機構管理の賃貸住宅を公共住宅として維持し、居住者の生活の安定を求める意見書

独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅には高齢者等の居住の安定確保と共に子育て環境の整備等の対応が求められている。

しかしながら、平成25年12月の閣議決定以降、都市再生機構の賃貸住宅部門の管理運営は、収益増を前面に家賃改定周期の短縮、土地売却を目的とした団地集約事業の促進などを行っている。

本市においては、都市再生機構の賃貸住宅が約2,400戸あり、多くの市民の基礎的な生活の場となっており、都市再生機構は空き家の解消も含め万全の措置を講ずる必要がある。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1.住宅セーフティネット法の受け皿としての機能を充実させること。
- 2.独立行政法人都市再生機構法第25条第4項による「家賃減免規定」の適用を行うこと。
- 3.湖北台団地「再生・再編」事業は、居住者の同意と協力を得て取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣  
行政改革担当大臣  
国土交通大臣  
都市再生機構理事長 宛

千葉県我孫子市議会